

令和 8 年度

排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業

事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）

公募要領

Ver.1.1

【応募方法】

本公募では、補助金申請システム「J グランツ」にて応募申請を受け付けます。

J グランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対する事務局からの通知は、原則として当該申請システムで通知等を行います。J グランツを利用するには、G ビズ ID プライムの取得が必要です。

J グランツ操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ > 「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

2026 年（令和 8 年）6 月

令和 8 年度排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業
事務局

目 次

補助金を申請される事業者の皆さまへ.....	3
1. 本事業の概要.....	5
1.1. 事業名称.....	5
1.2. 事業目的.....	5
1.3. 予算.....	5
1.4. 事業スキーム.....	5
1.5. 申請の区分.....	5
2. 補助対象者等.....	6
2.1. 補助対象者.....	6
2.2. 応募申請者.....	7
2.3. 採択者.....	7
2.4. 交付申請者.....	7
2.5. 間接補助事業者.....	7
3. 補助対象となる事業.....	8
3.1. 補助対象事業の要件.....	9
3.2. 申請単位.....	15
3.3. 補助対象経費.....	17
3.4. 補助率及び補助金額.....	19
3.5. 事業期間.....	20
3.6. その他.....	20
4. 補助対象となる事業を申請する事業者.....	22
4.1. 間接補助事業者の義務等.....	22
4.2. 補助金を支給しない間接補助事業者の要件.....	24
5. 応募申請.....	25
5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール.....	25
5.2. 応募申請の受付期間.....	25
5.3. 提出方法・提出先.....	25
5.4. 提出書類.....	26
5.5. 応募申請の審査及び結果通知.....	26
5.6. 事前着手.....	31
6. 交付申請.....	32
7. 進捗確認等について.....	33
7.1. 間接補助事業期間中.....	33
7.2. 間接補助事業終了後.....	33
本事業全体の流れ（概要）.....	36
問合せ先.....	37
事務局ウェブサイト.....	37
修正履歴.....	37

補助金を申請される事業者の皆さまへ

「令和 8 年度排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業（以下「本事業」という。）」の補助金応募申請をする事業者、採択されて補助金を交付申請、受給される事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「施行令」という。）、令和 8 年度排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業交付規程（以下「交付規程」という。）をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
 - ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、必要に応じ現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
 - ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大 36 ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
掲載アドレス：
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
 - ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
 - ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成した経費については、補助金の交付対象とはなりません。
 - ⑥ 間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（間接補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
掲載アドレス：
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ※次ページに続く

- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）しようとするときは、事前に処分内容等について排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業事務局（以下「事務局」という。）及び経済産業大臣の承認を受けなければなりません。また、その際に補助金の返還が発生する場合があります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

※処分制限期間とは、間接補助事業で導入した設備等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める年数の期間をいう。

- ⑧ 間接補助事業に係る資料（申請書類、その他の書類、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、間接補助事業の完了（廃止等の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

1. 本事業の概要

1.1. 事業名称

令和8年度排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業

1.2. 事業目的

カーボンニュートラル（以下「CN」という。）を宣言する国・地域が増加し、排出削減と産業競争力強化・経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が熾烈化している。このような背景の下、鉄鋼、化学、紙パルプ、セメント等の排出削減が困難な産業において、CO2 排出削減効果等の要件を満たす自家発電設備等の燃料転換や製造プロセス転換に必要な設備投資に要する経費の一部を補助することにより、現実的な CN に向けた取組を推進することを通じて、産業競争力強化を支援することを目的とする。

（補足）GXに向けた投資による競争力強化の方向性

外需獲得を中心とする輸出型の事業においては、付加価値領域に対するグリーン化を志向し、必要となるグリーンな化学製品の供給力の確保を通じて、国際競争力の維持・強化を図る。それに向けて、既存のサプライチェーンの枠を超えて、グリーン製品を創出しやすいマーケットイン型への更なる推進につなげる。

一方、内需を中心とする事業においては、脱炭素化と国内社会インフラの維持の両立を目的として、時間軸に十分留意しながら、グリーン化と原価低減の両立を目指す。特に、内需動向を見越した事業転換や企業連携、工場の立地の適正化等、これまでの枠に捉われない企業行動を通じて、国内産業の更なる強化を目指す。

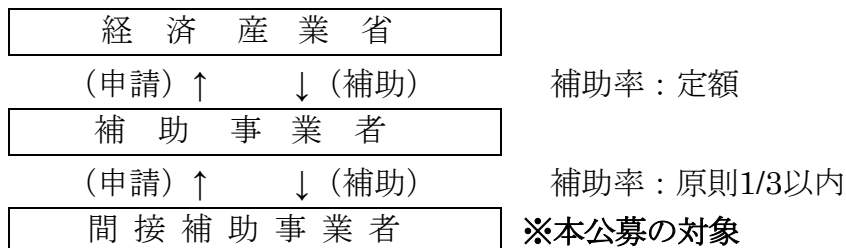
1.3. 予算

約 117,070,000,000 円

※ 事業Ⅰと事業Ⅱの合計額であり、令和12年度までの国庫債務負担を含む。

1.4. 事業スキーム

本事業のスキームは以下のとおりである。



1.5. 申請の区分

本事業においては、鉄鋼の分野別投資戦略に基づく設備投資事業を「事業Ⅰ（鉄鋼）」とし、化学、紙パルプ、セメント等の分野別投資戦略に基づく設備投資事業を「事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）」として、申請を受け付ける。

本公募要領は、事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）に関する要領となっていますので、ご注意ください

2. 補助対象者等

2.1. 補助対象者

原則、補助対象となる事業（「3. 補助対象となる事業」に規定する事業をいう）の申請を行える事業者は、以下の全ての要件を満たす事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

●以下の A 及び B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること（なお、事前着手の開始日として認める日以降も含め、2025 年度以前に間接補助事業を実施しない場合、A の取組は不要である。）。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2022 年度 CO2 排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに代えることができる。

A：2025 年度以前分の排出実績に関する実施内容

なお、GX リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなす。

(i) 国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2030 年度について設定し、間接補助事業実施期間（事前着手の開始日として認める日以降も含む）が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施の上、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には J クレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

B：2026 年度以降分の排出実績に関する実施内容

2026 年度以降の GX フューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。ただし、A (i) (ii) と同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなす。

- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所

ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所

ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所

ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用する等している事業所

ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所

チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用する等している事業所

2.2. 応募申請者

事務局が規定する応募申請（「5. 応募申請」をいう）を電子申請等により期日までに提出した補助対象者のことをいう。

2.3. 採択者

応募申請者のうち、採択審査によって採択決定された者のことをいう。

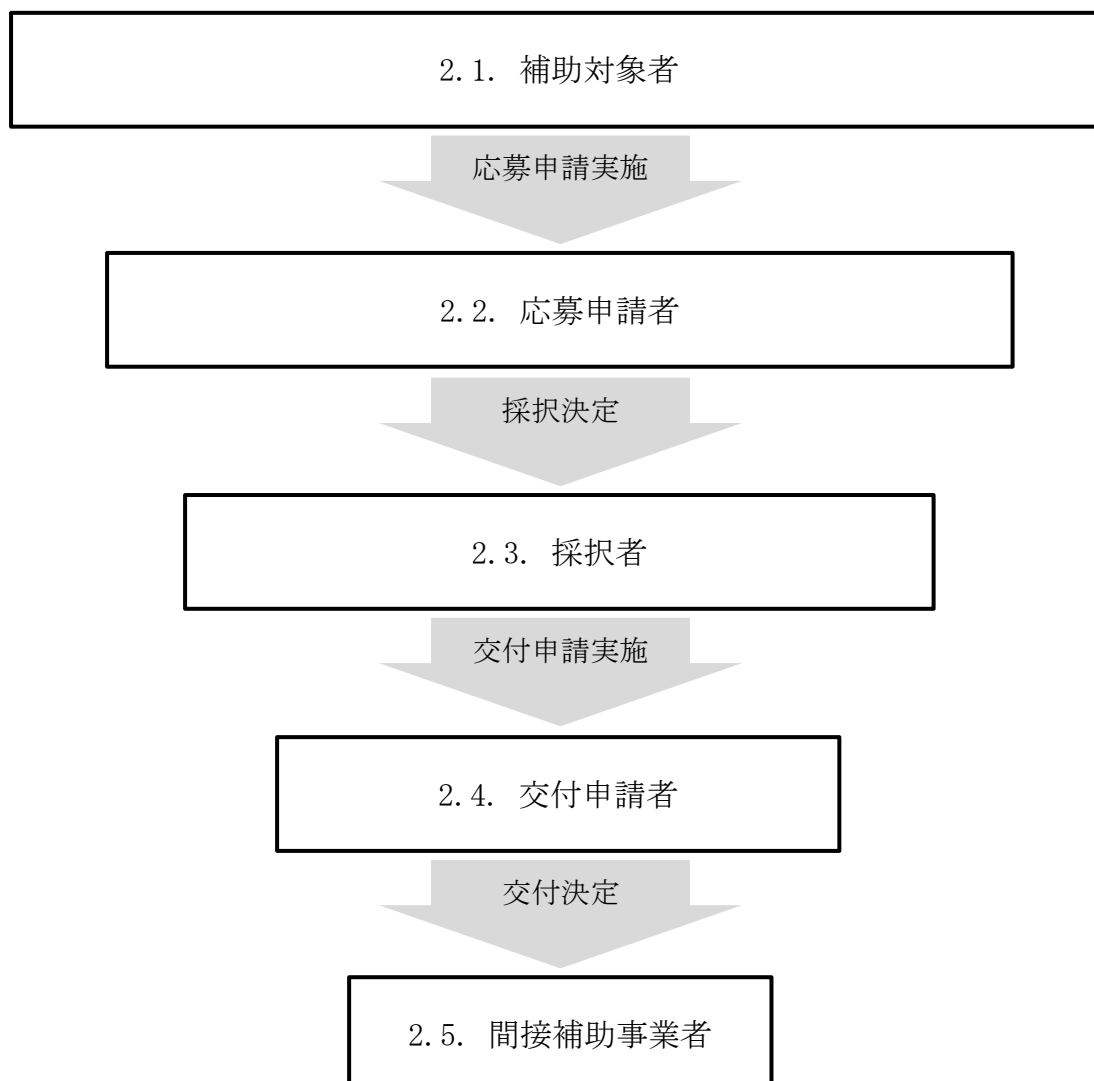
2.4. 交付申請者

採択者のうち、事務局が別途規定する交付規程に基づき交付申請を電子申請等により期日までに提出した者のことをいう。

2.5. 間接補助事業者

交付申請者のうち、交付申請に係る交付決定通知を受けた者のことをいう。

図 1：補助対象者等の定義



3. 補助対象となる事業

本事業の趣旨に鑑み、化学・紙パルプ・セメント等の分野別投資戦略等に基づき、CNに向けた取組を推進し、かつ、競争力強化に繋がる設備投資を対象とする。

補助対象となる具体的な事業は、燃料転換、製造プロセス転換、構造転換の3つに区分される。構造転換については、前提として、燃料転換又は製造プロセス転換の要件を満たす必要があり、それぞれ事業の区分が「構造転換（燃料転換）」、「構造転換（製造プロセス転換）」に分かれるため注意すること。

また、「3.1. 補助対象事業の要件」「3.4. 補助率及び補助金額」については事業の区分ごとに異なるため、特に注意すること。

図 2：補助対象となる事業の区分

	当該事業の要件のみを満たす場合	当該事業の要件に加え、構造転換の要件も満たす場合
石炭等を燃料とする特定の設備における、大幅な排出量削減に資するバイオマス燃料、低炭素水素等燃料等への転換に伴う設備投資事業	燃料転換	構造転換（燃料転換）
原料転換等の製造プロセス転換に伴う設備投資事業	製造プロセス転換	構造転換（製造プロセス転換）

3.1. 補助対象事業の要件

3.1.1. 燃料転換の要件

本事業の趣旨に鑑み、石炭等を燃料とする特定の設備において、大幅な排出量削減に資するバイオマス燃料、低炭素水素等燃料等への転換に伴う設備投資事業であって、以下の要件の全てを満たすものとする。

- 表 1 に示す要件を満たす設備において燃料の転換を行うこと。
- 表 2 に示す要件を満たす燃料への転換であること。
- 表 3 に示す CO₂ 排出削減を達成できると見込まれること。

さらに、上記に加え、以下の要件の全てを満たす必要があるため、留意すること。

(投資計画)

- 設備の脱炭素化に留まらず、製品の脱炭素化を目指す事業であること。さらに、製品の脱炭素化を環境価値としてオフテイカーと交渉し、自社の成長につなげる事業であること。
- 当該間接補助事業に係る投資計画について、原則として、採択決定日より前に投資の決定を対外発表した事業でないこと。
- 経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、直接排出で 50%以上削減を見込んだ年度から 5 年間以上、間接補助事業により整備した設備の利用を継続すること。

(その他)

- 第三者委員会が実施する面接審査について、提案する企業等の代表権を有する者が参加できること。詳細は、「5.5.1. 主な審査内容」を参照すること。

表 1：【燃料転換】補助対象事業の要件（設備に関するもの）

設備	要件	補足説明	
発電設備等	ガスタービン発電機、蒸気タービン発電機、蒸気ボイラ 自家発電設備（蒸気タービン発電機・ガスタービン発電機）	間接補助事業完了後の発電能力（発電能力換算含む）が3万kW以上 ^{*1} であること。	<ul style="list-style-type: none"> 自家発電設備において、電力会社への売電目的の場合は対象外とする。 コージェネレーションシステム等も対象とする。自家発電や共同火力発電以外に蒸気を利用している場合は、その蒸気利用分を発電能力に換算し、自家発電や共同火力発電と併せた発電能力が3万kW以上であれば要件を満たすこととする。
	共同火力発電設備等 （蒸気タービン発電機・ガスタービン発電機、蒸気ボイラ）	対象となる発電設備等 ^{*2} は、以下を全て満たすものとする。 ① 間接補助事業完了後（自家発電設備から共同火力発電設備等への切替含む。）において、化学・紙パルプ・セメント等（以下、補助対象業種）向けに供給される発電能力（発電能力換算含む）が3万kW以上 ^{*1} であること。 ② 当該共同火力発電設備等が電気事業法第38条第4項第1号から第5号に該当しないものであること。 ③ 当該共同火力発電設備等を所有する法人等に対する出資者に補助対象業種に属するものがあること。	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備等、受電設備等が対象となり得る。どちらか一方のみが要件を満たす場合においては、要件を満たすもののみを対象とすることができる。 共同火力発電設備等の場合、発電設備等への設備投資の全額ではなく、適切な方法により按分^{*2}の上、補助対象業種による負担とみなされる部分のみを補助対象とする。 コージェネレーションシステム等も対象とする。自家発電や共同火力発電以外に蒸気を利用している場合は、その蒸気利用分を発電能力に換算し、自家発電や共同火力発電と併せた発電能力が3万kW以上であれば要件を満たすこととする。
エチレン製造設備	ナフサ等を熱分解し基礎化学品を精製する設備であること。	—	
工業炉	当該工業炉における補助金交付申請額（当該工業炉の補助対象経費*補助率）が40億円以上であること。	—	
附帯設備	上記の各設備への設備投資に伴い、設備投資が必要となる附帯設備であること。	—	

※1 以下に留意すること。

- 蒸気ボイラの場合、蒸気量を発電能力に換算して評価することとし、換算式は次のとおりとする。

$$\text{発電能力[kW]} = \text{蒸気量[t/h]} \times \text{過熱蒸気比エンタルピー [kJ/t]} \div 3600[\text{kJ/kWh}] \times \text{熱効率}$$
- 上記換算式のうち、過熱蒸気比エンタルピーは、日本機械学会等の蒸気表を根拠とすること。また、熱効率は総合エネルギー統計（2023年度）中の自家用発電の転換効率の値を利用すること（参考：パルプ・紙・紙加工品製造業 35.63%、化学工業：45.96%、石油製品・石炭製品製造業 45.73%、窯業・土石製品製造業：29.81%）。なお、申請者の保有する状況を踏まえ、合理的な値があればその値による。
- 応募申請者から、別の合理的な換算式が提示された場合は、その限りではない。

※2 発電設備等の補助対象経費は、以下のいずれか小さい方の金額を上限とする。

- 設備投資額に発電設備等を所有する法人等に対する補助対象業種の出資割合を乗じた金額（出資金額ベースでの算出）
- 設備投資額に当該発電設備等の電力・蒸気を利用する業種のうち補助対象業種割合を乗じた額（電力の供給量ベースでの算出）

表 2：【燃料転換】補助対象事業の要件（転換後の燃料に関するもの）

要件	燃料	説明
転換後の燃料が右記のいずれかであること	LNG（都市ガス）	トランジション期における現実的な燃料転換として、LNG 等への燃料転換等も対象とする。ただし、その場合においては、今後、低炭素水素等が調達可能な環境になった場合に、低炭素水素等の利用も見込んだ需要側の設備とすること。なお、低炭素水素等の利用も見込んだ需要側の設備についても補助対象とすること。
	廃棄物	廃タイヤ、廃プラスチック等を対象とする。
	バイオマス	ブラックペレット、黒液、廃食油等を対象とする。
	低炭素水素等	水素等は、水素の他にアンモニア、合成メタン、合成燃料を対象とする。
	その他	上記以外に事務局が妥当であると判断した燃料を対象とする。

表 3：【燃料転換】補助対象事業の要件（CO2 排出削減に関するもの）

対象年度	要件
間接補助事業終了年度の翌年度	申請者が定める目標値
2035 年度を目途 (間接補助事業者が設定した CN 移行期の終点)	直接排出(Scope1)で 50%以上削減※

※ 削減率算定に用いる基準とする CO2 排出量は、原則、直近 3 年間の平均値を用いる（令和 4 年度～6 年度）。但し、当該 3 年間に於いて市況環境の急激な悪化等 CO2 排出量にボラティリティが発生していた場合には、当該年を除いて定常的な市場環境等の 3 年分の平均値を採用することとする。なお、CO2 排出量の積算対象範囲は、間接補助事業者が合理的な方法で算出すること（対象範囲例：工場又は事業所単位、表 1 に定める補助対象設備単位（自家発電設備単位等））。

(補足) トランジション期と CN 移行期について

本事業における燃料転換のゴールは、バイオマス燃料、低炭素水素等燃料等への転換であるが、その前段階として現実的な LNG 等への転換についても対象としている。このとき、最終的なゴールの達成に向けた過渡期について、以下のように定義する。

- トランジション期：石炭等から LNG 等への転換に至るまでの期間を指す。本事業においては、原則として間接補助事業終了年度の翌年度までとする。
- CN 移行期：石炭等あるいは LNG 等からバイオマス燃料、低炭素水素等燃料等への転換に至るまでの期間（バイオマス燃料、低炭素水素等燃料等を混焼利用することをもって CN 移行期とする。）を指す。本事業においては、2035 年度までを目途とする。

なお、間接補助事業において LNG 等への転換を行わない場合、トランジション期を経ずに CN 移行期となることは妨げない。

3.1.2. 製造プロセス転換の要件

本事業の趣旨に鑑み、CNに向けた取り組みを推進することを通じて、競争力強化に繋がる原料転換等の製造プロセス転換を伴う設備投資事業であり、表 4 に記載する要件の全てを満たすものとする。

ただし、燃料用途向けのみの化学品を製造する設備は補助対象外とする（原料用途向け、燃料用途向けかの区別は生産能力や生産計画量で判断すること）。

さらに、上記に加え、以下の要件の全てを満たす必要があるため、留意すること。

（投資計画）

- 将来的に表 4 に示す補助対象生産物を着実に市場展開させる観点から、マーケットイン型での市場獲得を目指す事業であること。（既存のサプライチェーンの枠を超えて、自らオフテイカー（ブランドオーナー、最終製品メーカー）と意見交換を実施する計画を有する等）。
- 当該間接補助事業に係る投資計画について、原則として、採択決定日より前に投資の決定を対外発表した事業でないこと。
- 経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、間接補助事業終了後 5 年間以上、間接補助事業により整備した設備の利用を継続すること。
- 間接補助事業により整備した設備によって製造される全製品について、本事業の目的である原料用途向け製品と燃料用途向け製品の割合の見込みを、商用生産開始見込から 5 年間分記載すること。

（その他）

- 第三者委員会が実施する面接審査について、提案する企業等の代表権を有する者が参加できること。詳細は、「5.5.1. 主な審査内容」を参照すること。

表 4：【製造プロセス転換】補助対象事業の要件

補助対象生産物 ^{*1}	化石由来原料不使用の化学製品 (CCU の場合は、低炭素水素等を原料とした化学製品とする)	
補助対象設備	上記の補助対象生産物を製造する設備及びそれに関連する附帯設備	
補助対象技術方式 とグリーン化学 製品の生産能力 ^{*2}	ケミカルリサイクル（例：廃プラスチックを原料とした熱分解油由来の基礎化学品製造、廃プラスチックからの基礎化学品製造等 ^{*3} ）	（生産能力要件） 生産能力 4 万トン/年以上
	バイオケミカル （例：パルプ等からのエタノール製造、バイオエタノールからの基礎化学品製造等）	（生産能力要件） 生産能力 3 万トン/年以上
	CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：二酸化炭素の分離回収と有効利用）	（生産能力要件） 生産能力 4 万トン/年以上
商用生産開始年度	間接補助事業終了年度から 2035 年度目途 <ul style="list-style-type: none"> • 補助対象期間において実証規模の生産能力を有する設備の整備であっても、2035 年度目途で商用規模の生産能力（上記のグリーン化学製品の生産能力をいう）を有する設備の整備を計画し商用規模の生産の開始を予定しているものは対象とする 	
CO2 排出削減	商用生産時における原材料調達から製造・廃棄までのライフサイクル全体を通じた CO2 排出削減率 50%以上 ^{*4}	

- ※1 すべて燃料用途向けの場合は、補助対象外とする。
- ※2 以下の点に留意すること。
- 「生産能力要件」とは、目的生産物の生産能力に対する要件を指し、当該生産能力に副生物の生産量は含まない。
 - 複数の対象技術方式を用いる場合は、それぞれの生産能力要件を合算した数量を、生産能力要件として審査する。例えば、ケミカルリサイクルとバイオケミカルの技術方式を用いる場合、生産能力要件は7万トン/年以上となる。
 - 例えば、廃プラスチックを原料とした熱分解油と化石由来のナフサを混合して基礎化学品を製造する場合は、マスバランス方式によって、化石由来原料不使用の化学製品の生産能力を算定する。
- ※3 ケミカルリサイクル技術を用いた目的生産物の関係は次の表 5 のとおりとする。ガス化をする場合の目的生産物は、ガス化設備で生産される物質ではないため留意すること。

表 5：ケミカルリサイクル技術を用いた目的生産物の関係

方式	ケミカルリサイクル設備からの製造物	目的生産物 (参考) 生産能力要件 4万トン/年以上
油化	生成油（原油）、ナフサ等	左記と同様
ガス化	水素、一酸化炭素等	メタノール、アンモニア等
モノマー化	スチレンモノマー等	左記と同様

- ※4 評価手法は特定の手法に限定しないが、間接補助事業者は CO2 排出削減率を算定するにあたって採用した手法の採用理由を記載すること。

(参考情報：ライフサイクル全体を通じた CO2 排出の考え方、評価手法の一例)

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/LCA_CFP/LCA_CFP.html

3.1.3. 構造転換の要件

燃料転換又は製造プロセス転換を行うことに加え、自ら経営効率化を図りGX投資の原資を積極的に確保し、持続的にGXを推進しつつ、競争力の強化に繋がる事業であること

(例えば、経営効率化とは、「コンビナート全体としてナフサクラッカーの生産能力の適正化を図ること」、「既存の供給ラインを抜本的に強化し、地区を越えて近接地域への効率的な供給体制を構築すること」、「工場の立地適正化を図ること」等が想定される。)

さらに、上記に加え、以下の要件の全てを満たす必要があるため、留意すること。

(投資計画)

- 「3.1.1. 燃料転換の要件」又は「3.1.2. 製造プロセス転換の要件」に準ずる。

(その他)

第三者委員会が実施する面接審査について、提案する企業等の代表権を有する者が参加できること。詳細は、「5.5.1. 主な審査内容」を参照すること。

3.2. 申請単位

3.2.1. 単独申請

原則、事業所単位で申請をすること。ただし、補助対象事業を複数の事業所で一体的に行う計画の場合は、これを1つの申請単位とすること。この際、事業者単独での申請を原則とするが、「3.2.2. 共同申請」に該当する場合は共同申請を認める。

3.2.2. 共同申請

事業者単独では補助対象事業を実施する計画が成立しない以下の場合、複数事業者での共同申請を認める。共同申請を行う場合は幹事会社を決定し、幹事会社以外の企業等を共同実施者として申請書を作成すること。なお、幹事会社は、申請及び事業実施に関して共同実施者の管理義務を負う（以降、同一の共同申請を実施する応募申請者を共同事業者という。共同事業者は幹事会社と共同実施者から構成される。)

- 設備投資機能、生産企画機能、生産機能がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能の子会社に委譲している場合等）
- 複数事業者が一体的に燃料転換、製造プロセス転換、又は構造転換を行う場合（燃料転換、製造プロセス転換、又は構造転換後の一部工程を別事業者が担う場合等）
- リース会社を利用する場合
- エネルギーサービス提供会社を利用する場合
- その他、事務局が共同申請として認める場合

なお、共同申請を行う場合、以下に記載する機微情報について共同事業者間で連携することができない可能性を考慮して、応募申請書類の提出については配慮を行う。詳細は公募要領「5.3. 提出方法・提出先」を参照すること。

(機微情報)

- 事業戦略に関する情報（例：低炭素な基礎化学品を製造の上、それを原料とした誘導品領域に関する事業戦略（誘導品名、オフテイカー情報、売上目標、マーケティング戦略、IRR等の事業性判断の指標等））
- その他、幹事会社が事務局と事前に協議の上、機微情報として扱うべきと事務局が判断した情報

(補足) リース会社を利用する場合

設備取得においてリース会社を利用する場合は、リース会社との共同申請とし、原則、リース会社は1企業について1社とする。ただし、リースの場合の補助対象経費の範囲は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはならない。

リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。また、契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上とすること。

割賦契約はリースには含まない。なお、建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物等取得費は本補助金の対象とはならない。

(補足) エネルギーサービス提供会社を利用する場合

(補足) エネルギーサービス提供会社を利用する場合

エネルギーサービス提供契約を通じて燃料転換を実施する場合は、当該事業者との共同申請とし、原則、エネルギーサービス提供契約は1企業について1社とする。ただし、エネルギーサービス提供会社を利用する場合、補助対象経費の範囲は、エネルギーサービス提供会社が導入した設備費とし、サービス料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはならない。サービス利用料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類^{*1}（補助金の有無で各々、サービス料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。また、契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上とすること。割賦契約はサービス料には含まない。なお、建物の取得においてエネルギーサービス提供契約を利用する場合は、建物等取得費は本補助金の対象とはならない。

(※1 提出証憑の要件)

設備費に関する次の書類を提出すること。契約書（仕様書含む）、見積書、発注書、請求書、検収書又は引渡確認資料、支払記録（振込票・元帳等）、据付・試運転記録、現場写真等。

3.2.3. 重複申請の禁止

以下の事業において採択された実績のある間接補助事業と同一と判断される場合は、本事業に応募申請することはできない。

- 令和6年度 排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）
- 令和7年度 排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）

3.3. 補助対象経費

燃料転換、製造プロセス転換、又は構造転換を行う事業所（複数の事業所一体でプロセス転換を行う場合、当該複数の事業所）で、補助対象事業を行うために必要とされる設計費、設備費、建物等取得費及びシステム整備費が補助対象となる。詳細は表 6 を参照すること。

※ 補助対象事業として直接的に用いられる設備等に関する費用だけでなく、燃料・原料等の輸送・運搬に係る設備等、補助対象事業に伴い必要とされる附帯設備に関する費用についても対象となる。

※ 以下の①、②、③の条件を全て満たす経費である必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 使用目的が間接補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費② 交付決定日以降、間接補助事業期間内に発注（契約）を行い支払った経費③ 間接補助事業完了後の実績報告で提出する証拠書類等によって金額・支払い実績等が確認できる経費 |
|---|

※ 交付決定日より前に発注（契約）を行った経費は原則補助対象外とする。なお、例外の場合については、「5.6. 事前着手」で後述する。

※ 補助対象経費に係る消費税は補助対象外とする。

表 6：事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）における補助対象経費の区分及び概要

補助対象経費の区分	概要	補助率
設計費	間接補助事業の実施に必要な機械装置、建物、建築材料等の設計費、システム設計費等	1/3 以内（構造転換に該当する場合は 1/2 以内）。 詳細は「3.4. 補助率及び補助金額」を参照すること。
建物等取得費	間接補助事業の実施に必要な建物（例：燃料・原料の貯蔵用建物等）の新設、建て替え、リフォーム等に係る費用	
設備費	① 間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費 ② 上記①又は建物等取得に併せて実施する附帯工事費等	
システム整備費	・ 間接補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入、作成（改修を含む。）に要する経費 ・ 補助対象経費で取得する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるソフトウェアを指す	

※ 補助率については、審査の結果、申請した補助率を下回る可能性がある。

※ 補助対象経費は、当該事業を遂行するために真に必要なかつ適切な経費とし、以下の点に留意すること。

- 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。
- 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、設備費に含める。
- 設計費、設備費については、自社の労務費も補助対象となり得る。ただし、自社の労務費を計上する場合の経理処理において、直接雇用の人員については、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省）の件費に倣う。特に時間単価については、利益排除されていることが前提となる。また、間接雇用の人員については、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省）の補助員件費に倣う。
- 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 対象経費の精査が必要となるため、内容、金額の詳細を示すこと（特に附帯設備については、補助対象経費の区分が不明瞭となる場合がある。）。
- 当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難いときは、適切な比率をもって按分するものとする。ただし、事業の用に供していることや按分の考え方については明確な説明とその根拠の提出を求め、これらが不十分である場合は補助対象外となる。

※ 申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となる。

※ 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となる。

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（例外の場合については、「5.6. 事前着手」で後述する。なお、事前着手が認められた場合であっても、今回の応募申請に要する経費は補助対象とならない。）
- 間接補助事業者の件費（設計費及び設備費に関連する労務費を除く。）
- 燃料転換、製造プロセス転換を伴わない場合においても必要な設備更新（通常の設備更新）経費
- 間接補助事業者以外が発注したもの（他者が発注したものの所有権を間接補助事業者に移転した場合も含む。）
- 土地やオフィス用建物の取得費・整備費
- 外構工事費

- 環境アセスメント等の調査費用
- 既存建物、設備機械装置の撤去費
- 既存設備機械装置の移設費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
 ※ただし、事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの及び税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く。また、これに該当するものであっても、本事業の趣旨に鑑み、製造サプライチェーンの中核を担うものであって、用途が本事業に限定されていることを合理的に説明できる場合は、例外と認める可能性がある。
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
- 借入金等の支払い利息及び遅延損害金
- 共同申請者間の設備機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費、エネルギーサービス提供契約におけるサービス利用料等（ただし、「3.2.2.共同申請」に記載のとおり、リース会社やエネルギーサービス提供会社と共同申請した場合に、リース会社やエネルギーサービス提供会社が資産として購入した設備機械装置等の費用は除く。また、割賦契約はリースには含まない。）
- 建物の取得においてリース会社を利用する場合の建物等取得費
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタ等）の購入費
- 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 間接補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類（据付け又は固定等して利用しないもの）
- 当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難い経費であり、事業の用に供していることや按分の考え方についての説明及びその根拠の提出が不十分であると認められる経費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

3.4. 補助率及び補助金額

採択者から交付申請された経費のうち、補助対象経費として認められた金額に表 6 に示す補助率を乗じた金額を補助する。なお、補助率は、本公募に係る審査の結果、申請した補助率を下回る可能性がある。また、補助金額は交付決定額を上限とする。

表 6：補助率

補助率	燃料転換、製造プロセス転換	1/3 以内
	構造転換（燃料転換又は製造プロセス転換）	1/2 以内

3.5. 事業期間

本公募で採択された場合は、原則として令和9年1月29日までに本補助金の交付申請を行う必要がある。交付決定後は、間接補助事業に係る建物・設備の取得等に係る発注等、速やかに事業に着手し、遅くとも令和13年1月31日までに、間接補助事業を終了（建物・設備の取得等が完了し、それらの経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。） すること。

※ 建物・設備の取得等の完了とは、原則、試運転等も完了した状態を指す。

ただし、以下の条件を全て満たす場合は、設備・機器等が図面通り整備されていること（以下「メカニカルコンプリーション」という。）をもって間接補助事業を終了したとみなす。

- 建物・設備の所有権が応募申請者に移転済みであること
- メカニカルコンプリーションと試運転以降に要する経費が明確に区分されていること（別契約として締結されている場合等）

3.6. その他

- ① 今回の応募申請により提出された補助金交付申請額（補助率を含む。）が交付決定額となるものではない。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知する。
- ② 補助金の支払いは、原則、間接補助事業終了後、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となる。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もある。
また、特に必要と認められる場合に限り、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもある（概算払）。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払を前提とした投資計画を立てることは認められない。また、間接補助事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還請求書に基づき、期日までに返還すること。
- ③ 今回の応募申請に要する経費は、補助対象とならない。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は原則として認められない。なお、他の制度との併願・併用について疑問等があれば、事前に事務局に相談すること。
- ⑤ 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の実施上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、入札に準じた形で三者見積を取得することが原則となる。三者見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となる。（過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められない。）
見積取得に当たっては、見積業者に対して間接補助事業者自身が同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施すること。
- ⑥ 間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定するには、交付申請若しくは計画変更時に抵当権設定することを記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受けること。抵当権設定ができるのは、今回の間接補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限る（根抵当権は不可）。間接補助事業で取得する建物・設備に、既存の抵当権を波及させることはできない。

- ⑦ EBPM（政策の効果検証）の取組を政府として推進すべく、応募申請に際しては、申請書類上において原則、法人番号の記載を求める（法人番号が指定されていない者を除く。）。また、応募申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供された情報（提供された情報を加工して生じた派生的な情報も含む）については、（ア）審査、管理、確定、精算に利用する、（イ）効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（EBPM目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合がある。なお、上記を前提として申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす。

4. 補助対象となる事業を申請する事業者

4.1. 間接補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金適正化法等の規定を遵守すること。

- ① 間接補助事業者は、交付決定を受けた後、間接補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは間接補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に事務局の承認を得なければならない。
- ② 間接補助事業者は、間接補助事業の交付年度中の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければならない。
- ③ 間接補助事業者は、毎年度3月31日までに、遂行状況報告書を提出しなければならない。また、令和8年度排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業の終了年度は、間接補助事業の建物・設備の取得等が完了した日から起算して30日を経過した日、又は、令和13年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- ④ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、間接補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。なお、当該取得財産等については、「取得財産等管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければならない。
- ⑤ 間接補助事業者は、当該取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできない。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能だが、その場合には、原則として、補助金の全部又は一部を返納することになる。
- ⑥ 間接補助事業者は、間接補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、間接補助事業の終了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ⑦ 間接補助事業者は、間接補助事業の終了した日の属する国の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、国の毎会計年度終了後90日以内に間接補助事業に係る事業継続状況等について報告しなければならない。ただし、経済産業省が必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることがある。
- ⑧ 間接補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表してもらう場合がある。
- ⑨ 本事業では、間接補助事業により整備した設備を利用して行う事業活動で収益を得られたと認められる場合であっても収益納付は求めない。

- ⑩ 間接補助事業者は、間接補助事業で取得した設備等で生産される製品に関するノウハウ等の情報^{*1}（以下「機密情報」という。）を特定し、それを秘密として保持しなければならない。また、間接補助事業者は、機密情報について、外部への流出及び漏えいを防ぐための適切な情報管理体制を整備しなければならない。なお、万が一、機密情報の流出及び漏えいが発生した場合に備え、その発生が探知できるような措置や証拠保全に関する措置^{*2}についても整備することが望ましい。

（※1）例えば、特許出願の公開、論文発表等の方法によって公の場に発表されていない情報であって、製品の効率的な製造方法、製造装置等のパラメータ設定、製品の性能を決定する温度・湿度条件等が想定される。

（※2）例えば、機密情報にアクセスする従業員・役員が業務上使用するクライアント端末（PC・タブレット端末・スマートフォン等）における操作ログデータ、及びサーバ（クラウドサーバを含む）へのアクセスログデータ等、機密情報の持ち出しや開示が確認できるデータの収集・保存・分析を行うこと、機密情報にアクセスする従業員・役員が退職する場合、当該従業員・役員が本業務の遂行上使用していたクライアント端末のデータについて、初期化を行う前に物理コピーし、完全な複製としてデータ保全すること等が想定される。

- ⑪ 間接補助事業者は、機密情報の流出・漏えい事案が生じた場合、経済産業省に速やかに相談し、必要に応じて事案の概要等について報告しなければならない。

4.2. 補助金を支給しない間接補助事業者の要件

事務局は、間接補助事業者が、次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員
の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交
付の相手方として不相当であると認める場合、補助金を支給しない。

不支給要件
イ 偽りその他不正の手段によって、補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等、及び補助金適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等、並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合
ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合
ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）
ニ 事業主、又は事業主が法人であり、当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（へに掲げる場合を除く。）
へ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合
リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合
ヌ 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告された場合

5. 応募申請

5.1. 応募申請受付等に係るスケジュール

令和8年6月9日（火）	公募開始
令和8年8月7日（金）正午	公募締切
令和8年8月10日（月）～	採択審査
令和8年10月中旬頃	採択先公表
令和9年1月29日（金）	交付申請期限

- ・ 採択先公表以降は、応募申請件数次第で前後する可能性がある。
- ・ 原則として交付決定後、事業開始（契約・発注）が可能となる（発注先への内示も発注行為とみなす。）。

5.2. 応募申請の受付期間

令和8年6月9日（火）～令和8年8月7日（金）正午まで

※上記期間に届出を実施・完了すること。受付期間以降の届出（修正、差替、追加を含む。）は一切受け付けない。

5.3. 提出方法・提出先

応募申請は、別紙申請様式を作成の上、上記期間に補助金申請システム「J グランツ」にて、当該資料を提出すること。J グランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則として当該申請システムで行う。J グランツを利用するには、G ビズ ID プライム等の取得が必要となる（未取得の場合）。

※ J グランツ操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ > 「事業者クイックマニュアル」を参照。提出先は、以下に記載の J グランツのホームページを参照。

令和8年度排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業 事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）（応募申請）

URL：<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ20000CDaLwMAL>

（注）郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受け付けない。

また、入力内容及び資料に不備がある場合は、審査対象とならない可能性がある。

なお、申請書類の提出について、以下の内容について十分に注意すること。

注意事項：

- ・ 共同申請の場合を含む全ての場合において、事務局は応募申請の状況に関する問合せを受け付けない。特に共同申請の場合は、幹事会社の責任において共同実施者の対応状況についても管理を行うこと。
- ・ 事務局が指定する方法以外により応募申請書類が提出され、それに伴い意図せず機微情報が共同事業者の間で共有されてしまった場合、事務局は一切その責任を負わない。

5.4. 提出書類

- ① 提出に際しては、指定の様式を必ず使用すること。公募要領や申請書様式等は、事務局ウェブサイトもしくはJ グランツからダウンロードすること。なお、提出前に再度最新の様式を用いて申請書類を作成しているか確認を行うこと。
- ② 単独申請、共同申請のそれぞれの場合における提出書類については、「【重要】応募申請書類について」を参照すること。
- ③ 応募申請に係る審査は、提出書類に基づく書面審査により実施する。また、審査期間中、必要に応じ追加説明資料の提出を求められることがある。なお、応募に係る審査の結果、不採択となる場合がある。
- ④ 提出書類や追加説明資料は返却しない。

5.5. 応募申請の審査及び結果通知

5.5.1. 主な審査内容

採択の審査は、事務局内に設置される第三者委員会において行う。採択審査は提出書類に基づく書面審査、面接審査により実施する。

面接審査は非公開で実施し、①基本的事項の審査 ア. 基本的要件、ウ. 経営層のコミット、②間接補助事業の実現性の審査、③産業競争力強化への貢献に関する審査、④排出削減への貢献に関する審査、⑤民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であることに関する審査を中心に確認する。面接審査には、提案する企業等の代表権を有する者の参加を必須とする。共同申請の場合、幹事会社の代表権を有する者の参加を必須とし、共同実施者の代表権を有する者の参加は任意とする。

- 面接審査は1申請あたり最大1時間を予定しているが、共同申請者数、応募申請件数次第で前後する可能性がある。
- 共同申請、かつ「3.2.2. 共同申請」に記載する情報を応募申請者間で共有することができない場合は、幹事会社、共同実施者を対象とした共通審査を行った後、順次、各応募申請者のみが出席する形式で機微情報に関連する内容について審査を行うこととする。
- 面接審査は以下の期間での開催を予定している。
令和8年9月17日（木） 9:00～12:00
（予備日：令和8年9月14日（月） 16:00～18:00）
- 応募申請者の具体的な面接審査の日程は、公募締切後に別途調整を行うが、面接審査の日程調整は書面審査の通過を確約するものではないため、面接審査の日程が確定した後に書面審査が完了し、不採択となった場合には、面接審査を行わない。

なお、審査の経過等、審査に関する問合せには応じられない。また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、審査の対象とならない可能性がある。

① 基本的事項の審査

ア 基本的要件（必須項目）

「1.2. 事業目的」に掲げる事業目的に合致しており、かつ「3.1. 補助対象事業の要件」に掲げる要件を満たしているか

イ 適格性（必須項目）

「2.1. 補助対象者」に掲げる要件を満たし、「4.2. 補助金を支給しない間接補助事業者の要件」に記載の不支給要件に当たらないことが確認できるか

ウ 経営層のコミット（必須項目）

(i) 間接補助事業に対して、経営者自身が深く関与することで、機動的・継続的に経営資源を投入するための組織体制が構築されているか

(ii) 間接補助事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーへの情報発信を予定しているか

エ 財務の健全性（必須項目）

間接補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

② 間接補助事業の実現性の審査

ア 間接補助事業の実施内容及びスケジュール（必須項目）

間接補助事業のスケジュールが妥当であり、設備投資の具体的な内容、規模及び投資額が妥当か

イ 公正な移行に関する取組（必須項目）

間接補助事業の実施による新たな労働需給や地域経済への影響を把握し、円滑な移行に向けて取り組む予定があるか

ウ 間接補助事業のリスク対応（必須項目）

様々な視点からリスクを評価し、間接補助事業を中止する場合の基準を明確にしているか

③ 産業競争力強化への貢献に関する審査

ア グリーン市場獲得に向けた事業戦略

(i) 将来の産業構造を想定した上で、間接補助事業に係る事業戦略は、独自性・新規性・他社に対する優位性等を有しているか（必須項目）

(ii) 具体的な用途市場・想定顧客を踏まえた上で、単なる製造プロセス／燃料の転換による脱炭素化に留まらず、本事業によって生み出された低炭素価値をオフテイクカーに訴求するための取組（削減効果の算定・表示、国際ルール確立、グリーンプレミアム分の価格の上乗、組織体制の整備やサプライチェーンの強靱化、価格転嫁／コストダウンの道行きの検討、想定されるオフテイクカーとの具体的な交渉／グリーン製品利用の意識醸成等）を戦略的に行っているか（必須項目）

(iii) 燃料の調達計画について、安価且つ安定的な調達に向けた取組等が十分考慮された計画となっているか（燃料転換・構造転換（燃料転換）：必須項目、製造プロセス転換・構造転換（製造プロセス転換）：対応不要）

(iv) 原料の調達計画について、安価且つ安定的な調達に向けた取組等が十分考慮された計画となっているか（製造プロセス転換・構造転換（製造プロセス転換）：必須項目、燃料転換・構造転換（燃料転換）：加点項目）

(v) AI やロボットの活用等、間接補助事業の実施時や事業完了後の当該設備を利用して行う事業活動においてデジタル技術を活用し、効率化や省力化を図る計画を有しているか (必須項目)

(vi) 適切なオープン戦略 (標準化等のルール形成、ライセンス等) 及びクローズ戦略 (知財・ノウハウ管理等) について、間接補助事業の特徴を踏まえた具体的な計画があるか (製造プロセス転換・構造転換 (製造プロセス転換) : 必須項目、燃料転換・構造転換 (燃料転換) : 対応不要)

(vii) 生産能力の適正化、工場の立地適正化等によって経営効率化を図ることができるか (構造転換 (燃料転換)・構造転換 (製造プロセス転換) : 必須項目、燃料転換・製造プロセス転換 : 対応不要)

(viii) (i) ~ (vi) を含め間接補助事業終了後の自立化に至るまでのシナリオが想定されており、当該シナリオの根拠が妥当であるか (必須項目)

イ 情報管理体制 (必須項目)

当該設備により生産される製品の市場での優位性確保のため、ノウハウ等に関する技術流出防止措置を含む適切な情報管理体制を整備しているか

ウ 間接補助事業による経済波及効果 (必須項目)

間接補助事業の実施により、国内経済・サプライチェーンへの経済波及効果として、地域の雇用創出や他社への受発注等による経済効果等が認められるか

④ 排出削減への貢献に関する審査

ア 間接補助事業による CO2 排出削減効果 (必須項目)

燃料転換、製造プロセス転換による CO2 排出量削減効果を推計しており、その効果の達成に向けた計画を提案できているか

イ GX 製品・サービスの社会実装への貢献 (加点項目)

サプライチェーン全体での GX を推進すべく、GX 率先実行宣言を行っているか

⑤ 民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であることに関する審査

ア 経済的基準 (必須項目)

設備投資計画が、補助を前提としない場合には、投資計画の IRR (internal rate of return : 内部収益率)、投資回収期間等が投資判断に至る水準には達しない等、民間企業のみでは経済性の確保が困難な計画と言えるか

イ 技術的基準 (製造プロセス転換・構造転換 (製造プロセス転換) : 必須項目、燃料転換・構造転換 (燃料転換) : 加点項目)

燃料転換については(i)を満たす場合に加点項目とし、製造プロセス転換は(i)又は(ii)のいずれかを満たすことを必須項目とする

(i) 間接補助事業で用いられる技術が、商用目的での使用が限定的であるか

(ii) 国際水準に照らし合わせて、間接補助事業の対象設備等が先進性を有するか

ウ その他定性的基準 (加点項目)

間接補助事業の総事業費が、企業規模に対して大規模なものであるか

⑥ 人材確保に向けた取組に関する審査

ア 人材確保に向けた取組（必須項目）

間接補助事業の実施にあたり、賃上げ等の具体的な手段によって、人材確保に向けた取組を行っているか

イ 従業員の賃金引上げ計画の表明（加点項目）

暦年/事業年度において、対前年/前年度比で大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があり、その旨を従業員に表明しているか

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進（加点項目）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けて、女性の職業生活における活躍の推進や次世代育成支援対策、青少年の雇用の促進等に関する取組を行っているか、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか

(注1) 加点項目と記載している項目については、任意の項目である。実施しない場合も応募申請可能とする。

(注2) 必須項目と記載している項目については、漏れなく実施すること。

(注3) 間接補助事業者としての適格性を説明するために、財務状況の確認に関する補足書類（様式第2 間接補助事業概要説明書を参照）を提出することを推奨する。採択審査においては、経営基盤の健全性を重視する。

(注4) ④排出削減への貢献に関する審査項目のイについては、共同申請をする場合、幹事社のみが審査の対象となる。

(注5) 「従業員の賃金引上げ計画の表明」に関して、応募申請時に賃上げの表明を行う予定があると選択した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明を実施することが必要となる。申請書類において⑥人材確保に向けた取組に関する審査項目のイを記載した上で、賃上げ表明がなされなかった場合には、原則として交付決定を行わない。また、表明した賃上げ計画の実施状況については、報告を求める。

(注6) 「従業員の賃金引上げ計画の表明」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進」について、複数事業者による共同申請の場合は、共同申請者全者の実施が必要である。

(補足) 中小企業等について

中小企業等とは、中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業）並びに一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（注1）、事業協同組合、農業法人及び大学（注2）をいう。ただし、次のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接、又は、間接に100%の株式を保有される中小企業者
- 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者
- みなし大企業（注3）に該当する中小企業者

< 中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業） >

業種	中小企業者（以下のいずれかを満たすもの）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

(注1) 特定非営利活動法人は、以下の要件を満たすものとする。

- 法人税法上で課税対象となる収益事業を実施し、補助対象事業は当収益事業の範囲内であること。
- 認定特定非営利活動法人ではないこと。

(注2) 本事業の大学とは、国立大学法人法（平成15年法律第102号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

(注3) みなし大企業とは、以下の要件のいずれかを満たすものとする。

- 発行済株式の総数、又は、出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- 発行済株式の総数、又は、出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- 発行済株式の総数、又は、出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- 役員数の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員、又は、職員が兼ねている法人

5.5.2. 審査結果の通知

審査結果（採択又は不採択）の決定後、事務局から速やかにJ グランツにて通知する。また、補助要件を満たさない応募申請は、採択結果の最終公表を待たずに不採択の通知を行う場合がある。

5.5.3. 公開等

本事業では、提出書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募申請者の了解なしには応募の詳細内容等の公表は行わない。ただし、他の助成機関等からの依頼・問合せ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に応募申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがある。

また、公募の結果に関して、採択者名、事業実施場所、大企業／中小企業等の別、事業内容（間接補助事業により生産等を行う製品名等）、事業総額、補助金交付額等について、原則公表を予定している。

5.6. 事前着手

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなす）、支出等はできない。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出され、その後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出される。

補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となることが原則となる。ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、以下の「5.6.1.事前着手届出の受付期間」、「5.6.2.届出方法・提出先」に基づき事前着手届出を行い、「5.6.4.事前着手の受理の通知等」の通り事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がある。

また、事前着手の申請を行う場合は、以下の点について十分に注意すること。

- 「事前着手開始日として認める日」は、事前着手受理通知の発行日以降の日となる。これより前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は補助対象とならない。
- 事前着手受理通知を受けた場合でも、補助金のルールに従った発注等の手続きが行われていない場合は補助対象経費とならない。詳しくは、別紙「補助金ルールの基礎説明について」を確認すること。
- 事前着手の届出や受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではない。
- 後段の「5.6.1.事前着手届出の受付期間」に定める受付期間以降の届出は一切受け付けない。

5.6.1. 事前着手届出の受付期間

令和8年6月9日（火）～令和8年8月7日（金）正午まで

※上記期間に届出を実施・完了すること。受付期間以降の届出は一切受け付けない。

5.6.2. 届出方法・提出先

J グランツから実施すること。

令和8年度排出削減が困難な産業における
エネルギー・製造プロセス転換支援事業（J グランツ、事前着手届出）
URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ20000CDaMVMA1>

5.6.3. 事前着手に関する情報

事前着手に関する情報は、事務局ウェブサイトにも掲載している。

URL : <https://hta2026.jp/>

5.6.4. 事前着手の受理の通知等

事前着手は、事務局が当該届出の内容から交付決定前に着手する緊急性・必要性があると判断した場合、受理する。事前着手の受理後、事務局から結果を速やかに通知する。

事前着手が受理された場合でも、採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできない。また、事前着手受理通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」より前に実施した発注（発注先への内示も発注行為とみなす。）、購入、契約等に係る経費は補助対象外となる。

事前着手届出が受理されなかった場合、交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となる。

6. 交付申請

採択者に対して、別途案内するものとする。

7. 進捗確認等について

7.1. 間接補助事業期間中

本事業では、企業が表明したコミットメントの実効性を担保する観点から、事業期間にわたって事務局が毎年度、間接補助事業の進捗を確認する。間接補助事業が計画通り履行されない場合には、事務局が経済産業省と協議の上、必要と認める場合は第三者委員会を招集し、審査を行う。第三者委員会では、間接補助事業の継続もしくは交付決定の変更又は取消しの決定を行う。なお、審査の要否判断や審査に当たっては、間接補助事業の進捗状況のみならず、市場動向や技術進展の動向、事業環境の変化等を含め、総合的に勘案する。

また、間接補助事業の進捗状況等に関わらず、事業期間が3年間以上の案件を目安に、第三者委員会による中間審査を行う。中間審査の時期については、事務局が経済産業省と協議の上、決定する。

7.2. 間接補助事業終了後

7.2.1. 燃料転換

表7のとおりCO2削減率について報告すること。

表7：事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）における燃料転換のCO2削減率の報告事項

対象年度	報告年度	CO2削減率の報告に係る留意事項 ^{※2}
間接補助事業終了年度の翌年度 ^{※1}	間接補助事業終了年度の翌々年度	表3に記載されている以下の内容を踏まえた上で、応募申請時に提出するCO2削減率の計画における算出方法と同様の算出方法に基づき、CO2削減率を報告すること。 <ul style="list-style-type: none">削減率算定に用いる直近のCO2排出量は、原則、直近3年間の平均値を用いる（令和5年度～7年度）。但し、市況環境の急激な悪化が発生していた場合は、その年を除く定常的な市場環境の3年分の平均値を採用する。なお、CO2排出量の積算対象範囲は、間接補助事業者が合理的な方法で算出すること（対象範囲例：工場又は事業所単位、表1に定める補助対象設備単位（自家発電設備単位等））。
2035年度を目途	左記、対象年度の翌年度	

※1 事務局と協議の上で合理的であると認められた場合に限り、別の年度とすることができる（例：メカニカルコンプレッションをもって間接補助事業を完了し、燃料転換後の通年運転が翌々年度になる。）。

※2 外的要因等の特段の理由がなく、目標未達の場合は、経済産業省との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。

7.2.2. 製造プロセス転換

表 8 のとおり生産量、CO2 削減率について報告すること。

表 8：事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）における製造プロセス転換の生産量、CO2 削減率の報告事項

対象年度	報告年度	生産量	CO2 削減率の報告に係る留意事項 ※2
通年で商用生産開始した年度	通年で商用生産開始した翌年度	<ul style="list-style-type: none"> 原料用途向けの生産量※1 燃料用途向けの生産量※1 	<p>表 4 に記載されている以下の内容を踏まえた上で、応募申請時に提出する CO2 削減率の計画における算出方法と同様の算出方法に基づき、CO2 削減率を報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原材料調達から製造・廃棄までのライフサイクル全体を通じた CO2 排出量の削減率が 50% 以上であること。 評価手法は特定の手法に限定しないが、間接補助事業者は CO2 排出削減率を算定するにあたって採用した手法の採用理由を記載すること。

※1 外的要因等の特段の理由がなく、燃料用途向けのみの生産となった場合は、経済産業省との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。

※2 外的要因等の特段の理由がなく、目標未達の場合は、経済産業省との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。

7.2.3. 構造転換

表 9 のとおり経営効率化の状況について報告すること。

表 9：事業Ⅱ（化学・紙パルプ・セメント等）における構造転換の報告事項

報告年度	経営効率化の報告に係る留意事項
2035 年度を目途	<ul style="list-style-type: none"> 間接補助事業の申請内容に盛り込んだ経営効率化の状況報告（間接補助事業実施前との比較等）

※ 外的要因等の特段の理由がなく、経営効率化が十分なされていないと判断される場合は、経済産業省との協議の下で補助金返還を求める可能性がある。

令和 8 年 6 月

(主に事前着手届出を検討される方向け) 補助金ルールの基礎説明について

排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業事務局

- 間接補助事業は、**応募**→**審査**→**採択**→**交付申請**→**交付決定**→**間接補助事業開始(発注)**→**間接補助事業終了(支払)**→**確定検査**→**補助金額確定**→**補助金交付**という流れが一般的であり、補助対象となる経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、間接補助事業期間中に終了(支払)したものを対象とすることが原則です。
- ただし本事業では、必要性・緊急性に鑑み、事前着手届出が事務局に受理されれば、事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生(発注)した経費についても補助対象経費として認められる場合があります。ただし、「事前着手開始日として認める日」は、あくまで事前着手受理通知の発行日以降の日となります。
- 事前着手届出が受理され、かつ、採択された間接補助事業は、例えば、**事前着手届出**→**事前着手届出受理**→**間接補助事業開始(発注)**→**応募**→**審査**→**採択**→**交付申請**→**交付決定**→**間接補助事業終了(支払)**→**確定検査**→**補助金額確定**→**補助金交付**という流れとなり、交付決定前に発生(発注)した経費も補助対象経費として認められる場合があります。
- 間接補助事業で取得する建物等の財産に対する抵当権の設定等の財産処分については、事前着手届出受理の有無にかかわらず、交付決定日以降でないとは認められませんので十分ご注意ください。
- 一方、補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なり、補助金のルールに従った手続きが求められます。事務局による確定検査を踏まえた補助金額の確定は、事前着手届出が受理された間接補助事業者に対しても、補助金のルールに従って実施いたします。
- 事前着手届出を検討している補助対象者におかれましては、補助対象となる経費の計上や、経理書類の保管等について、以下のポイントを十分にご認識ください。
- なお、間接補助事業の確定検査は、「補助事業事務処理マニュアル」(経済産業省)に準じて実施しますので、次の URL も参照いただき、不明点は必ず事務局へ問い合わせてください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

<補助金ルールの主なポイント>

- 同じ条件(仕様)に基づき、3者見積等を行い、価格競争により、発注先を選定(3者見積を取得できないことについての合理的な理由がなく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となります。)

経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

(出典) 経済産業省補助事業事務処理マニュアル P.33 委託・外注費に関する経理処理

- 仕様書、見積書・3者見積書、契約書、納品書、検収書、請求書等、一連の経理書類は、時系列で保管(確定検査時の証憑とする)

原則として、(仕様→見積→契約・発注→完了報告・納品→検収→支払)の手順によって処理を行ってください。また、設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにする必要があります。

(出典) 経済産業省補助事業事務処理マニュアル P.33 委託・外注費に関する経理処理

以上

本事業全体の流れ（概要）

	事務局	補助対象者	経済産業省
<p>公募</p> <p>（令和8年6月9日）</p> <p>↓</p> <p>* 公募締切</p> <p>（令和8年8月7日）</p>	<p>公募開始</p> <p>↓</p> <p>受付</p> <p>↓</p> <p>書類確認</p> <p>↓</p>	<p>応募</p> <p>（該当者は事前着手届出）</p>	
<p>審査・採択決定</p> <p>（令和8年10月中旬頃予定）</p> <p>* 採択先公表</p>	<p>審査</p> <p>（第三者委員会審査）</p> <p>↓</p> <p>採択決定</p> <p>↓</p> <p>採択公表</p> <p>↓</p> <p>採択者説明会</p>	<p>通知受領</p> <p>参加</p>	承認
<p>交付申請</p>	<p>受付</p> <p>↓</p> <p>書類確認</p> <p>↓</p> <p>交付決定</p>	<p>（計画精査）</p> <p>交付申請</p> <p>（修正）</p> <p>通知受領</p>	確認
<p>間接補助事業実施</p> <p>（令和13年1月31日まで）</p>	<p>進捗確認</p> <p>↓</p> <p>中間審査</p> <p>↓</p> <p>（受付）</p> <p>（変更等承認）</p>	<p>間接補助事業着手</p> <p>↓</p> <p>遂行状況報告（毎年度）</p> <p>（計画変更等申請）</p> <p>（通知受領）</p> <p>間接補助事業終了</p>	確認
<p>確定検査・補助金支払</p>	<p>確定検査</p> <p>↓</p> <p>補助金額確定</p> <p>↓</p> <p>支払</p>	<p>実績報告書提出</p> <p>請求書提出</p> <p>補助金受領</p>	承認
<p>間接補助事業終了後</p> <p>5年間</p>		<p>事業継続状況報告</p>	確認

* 上記は現時点で想定される本事業の流れであり、変更の可能性があります。

問合せ先

H t A補助金事務局 問合せフォーム

URL : <https://business.form-mailer.jp/lp/267e04a7349191>

事務局ウェブサイト

本公募に関する情報は、事務局ウェブサイトにも掲載する。公募要領や申請書様式等は、当ウェブサイトもしくはJ グランツからダウンロードすること。

URL : <https://hta2026.jp/>

修正履歴

令和8年6月9日（火）の公募開始以降で、公募要領・様式について大きな修正があった場合は、ファイル名末尾に_ver.○をつけて差替えを行う。修正内容の詳細は、以下修正表を参照すること。

Ver.	修正日	修正内容
1.0	令和8年6月9日	- (公募開始)
1.1	令和8年6月15日	「5.1. 申請受付等に係るスケジュール」および「5.5.1. 主な審査内容」において、面接審査・採択審査の実施日時を更新。